

JIS

マネジメントシステムのパフォーマンス 改善－日常管理の指針

JIS Q 9026 : 2016

(JSQC/JSA)

平成 28 年 5 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	阿 部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	石 飛 博 之	国立研究開発法人国立環境研究所
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	太 田 秀 幸	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	椛 島 裕美枝	イオン株式会社
	木 村 昌 司	一般社団法人日本建設業連合会
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構 (日本マネジメントシステム認証機関協議会)
	新 見 裕 一	公益財団法人医療機器センター
	水 流 聡 子	東京大学
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	矢 野 忠 行	一般財団法人日本品質保証機構 (JIS 登録認証機関協議会)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.5.20

官 報 公 示：平成 28.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本品質管理学会

(〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-2-1 日本科学技術連盟東高円寺ビル TEL 03-5378-1506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 一般	1
0.2 他の規格との一貫性	1
0.3 JIS Q 9001 及び JIS Q 9004 との関係	1
0.4 他のマネジメントシステムとの両立性	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 日常管理の進め方	4
4.1 一般	4
4.2 部門の使命・役割の明確化	5
4.3 業務の分析・展開	5
4.4 一つの業務のプロセスの明確化	6
4.5 プロセスの標準化	7
4.6 管理項目・管理水準の設定及び異常の見える化	9
4.7 異常の検出, 共有及び応急処置	12
4.8 異常の原因追究及び再発防止	13
4.9 日常管理の定着	15
5 上位管理者の役割	16
5.1 一般	16
5.2 日常管理のための経営資源の確保及び提供	16
5.3 使命・役割及び管理項目・管理水準の体系化	16
5.4 日常管理の実施状況の確認及び指導	17
6 部門別の日常管理	18
6.1 一般	18
6.2 設計・開発	18
6.3 製造	19
6.4 営業	19
6.5 アフターサービス	20
6.6 管理・間接	21
7 日常管理の推進	22
7.1 一般	22
7.2 推進計画の立案	22
7.3 日常管理の教育	23
7.4 日常管理を推進するための仕組み作り	24

	ページ
7.5 日常管理を推進するための施策	24
7.6 日常管理のレベル評価	25
附属書 A (参考) 総合的品質管理における日常管理の役割	26
附属書 B (参考) 日常管理の概念	29
附属書 C (参考) SDCA サイクル	30
附属書 D (参考) 標準化	32
附属書 E (参考) 管理項目及び管理水準	34
附属書 F (参考) 日常管理のレベル評価基準	36
参考文献	43
解 説	44

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本品質管理学会（JSQC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から団体規格（JSQC-Std 32-001:2013）を基に作成した工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

マネジメントシステムのパフォーマンス改善— 日常管理の指針

Performance improvement of management systems— Guidelines for Daily Management

0 序文

0.1 一般

顧客及び社会のニーズを把握し、従来なかったような魅力的な製品・サービスを企画及び設計しても、そのとおりに生産及び提供できなければ、競合他社との競争を勝ち抜くことは難しい。品質管理の世界では“品質は工程で作り込む”ということがよく言われるが、これは、狙いどおりの製品・サービスを経済的に生み出すためには、できあがったものを検査するよりも、プロセスを定め、それに従って仕事を行うのがよいことを分かりやすく表したものである。

しかし、多くの人が働く組織においては、プロセスを定めたつもりでも重要な部分が曖昧になっていたり、プロセスを定めてもそれに従って仕事が行われなかったりするケースが多い。このような状況になると、折角定めたプロセスが期待どおりの効果を発揮できない。こうした問題に対応するために考えられた方法が“日常管理”である。日常管理は、組織経営の根幹であり、この良否によって利益が大きく左右される。したがって、全ての部門及び階層でその徹底及び強化を図る必要がある。

この規格は、日常管理の基本的な考え方、日常管理の進め方及び日常管理を組織的に推進する場合の指針をまとめたものである。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

0.2 他の規格との一貫性

この規格は、日常管理を対象としており、独立して使用することを意図して作成されているが、マネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連の規格である、方針管理を対象とする **JIS Q 9023**、改善活動を対象とする **JIS Q 9024**、及び品質保証を対象とする **JIS Q 9025** と整合性のある規格として相互に補完して使用することもできる。

なお、総合的品質管理における日常管理、方針管理、改善活動及び品質保証の役割を、**附属書 A** に示す。また、この規格は、**JIS Q 9005** に規定された品質マネジメントに関する支援技法として使用されることを想定して作成されている。

0.3 JIS Q 9001 及び JIS Q 9004 との関係

この規格は、組織が **JIS Q 9001** 及び **JIS Q 9004** に基づくマネジメントシステムを、効果的かつ効率的に運営管理するための支援技法として使用されることを想定して作成されている。

0.4 他のマネジメントシステムとの両立性

この規格は、環境マネジメント、労働安全衛生マネジメント、財務マネジメントなどのマネジメントシステムに関する固有な支援技法として作成されていないが、関連するマネジメントシステムのパーフォー